

報告第6号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

平成27年5月29日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

足立区特別区税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

足立区長 近藤 弥生

足立区特別区税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

足立区長 近藤 弥生

足立区条例第 38 号

足立区特別区税条例等の一部を改正する条例

(足立区特別区税条例の一部改正)

第 1 条 足立区特別区税条例(昭和 39 年足立区条例第 59 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 2 項中「第 33 条第 3 項」を「第 33 条第 4 項」に、「第 33 条第 2 項」を「第 33 条第 3 項」に改める。

(足立区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 足立区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年足立区条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

付則第 1 条第 2 号中「第 39 条の改正規定」を「第 39 条第 2 号アの改正規定(「3,600 円」に係る部分を除く。)」に、「付則第 3 条」を「付則第 3 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 1 条中」の次に「第 39 条第 1 号、第 2 号ア(「3,600 円」に係る部分に限る。)及びイ、第 3 号並びに」を加え、「付則第 4 条」を「付則第 3 条第 2 項、第 4 条」に改める。

付則第 3 条中「第 39 条」を「第 39 条第 2 号ア(「3,600 円」に係る部分を除く。)」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 新条例第 39 条第 1 号、第 2 号ア(「3,600 円」に係る部分に限る。)及びイ並びに第 3 号の規定は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 27 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

付 則

この条例中第 1 条の規定は平成 27 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は

公布の日から施行する。